

(下線部が改正部分)

新 (改正後)	旧 (改正前)							
(漁具・漁法等の制限) 第3条 遊漁の方法は、さお釣り・手釣・たも網・やす・投網・川舟及び鵜川に限る。 ただし、やまめ(さくらますを含む。）・いwana・あまご(さつきますを含む。）及びにじますを採捕する場合は、さお釣り・手釣及びたも網に限る。こいを採捕する場合は、さお釣り・手釣・たも網・投網に限る。 (さお釣り専用区の設定) 第5条 次の表の左欄に掲げる区域に、右欄に掲げる期間中、さお釣り専用区を設ける。さお釣り専用区においては、さお釣り(疑似おとり及びリール禁止)以外の漁具・漁法によって遊漁をしてはならない。 (削除) (削除)	(漁具・漁法等の制限) 第3条 遊漁の方法は、さお釣り(あゆを対象とするルアー及びリール付き竿を除く。以下同じ)・手釣・たも網・やす・投網・川舟及び鵜川に限る。 ただし、やまめ(さくらますを含む。）・いwana・あまご(さつきますを含む。）及びにじますを採捕する場合は、さお釣り・手釣及びたも網に限る。こいを採捕する場合は、さお釣り・手釣・たも網・投網に限る。 (さお釣り専用区の設定) 第5条 次の表の左欄に掲げる区域に、右欄に掲げる期間中、さお釣り専用区を設ける。さお釣り専用区においては、さお釣り以外の漁具・漁法によって遊漁をしてはならない。 (1) 令和5年9月1日から令和5年12月31日まで <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から東伯郡三朝町大字牧地内の湯谷用水までの区域</td><td rowspan="2">6月1日から 8月31日まで</td></tr> <tr> <td>三徳川のうち三徳川と天神川との合流点から東伯郡三朝町大字大瀬及び本泉におけるわかとり大橋までの区域</td></tr> <tr> <td>天神川のうち倉吉市田内地内の羽合用水えん堤から小鴨川合流点までの区域並びに小鴨川のうち小鴨川と天神川との合流点から倉吉市八幡町及び生田における明源寺堰までの区域</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区域	期間	天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から東伯郡三朝町大字牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から 8月31日まで	三徳川のうち三徳川と天神川との合流点から東伯郡三朝町大字大瀬及び本泉におけるわかとり大橋までの区域	天神川のうち倉吉市田内地内の羽合用水えん堤から小鴨川合流点までの区域並びに小鴨川のうち小鴨川と天神川との合流点から倉吉市八幡町及び生田における明源寺堰までの区域	
区域	期間							
天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から東伯郡三朝町大字牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から 8月31日まで							
三徳川のうち三徳川と天神川との合流点から東伯郡三朝町大字大瀬及び本泉におけるわかとり大橋までの区域								
天神川のうち倉吉市田内地内の羽合用水えん堤から小鴨川合流点までの区域並びに小鴨川のうち小鴨川と天神川との合流点から倉吉市八幡町及び生田における明源寺堰までの区域								

新（改正後）	旧（改正前）												
(削除) <table> <tr> <th>区域</th><th>期間</th></tr> <tr> <td>天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から1,500m上流倉吉市円谷地内の円谷大口頭首工までの区域</td><td rowspan="2">6月1日から 8月15日まで</td></tr> <tr> <td>天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から1,400m上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域</td></tr> <tr> <td>小鴨川のうち倉吉市福吉町及び鴨川町地内の出口橋下流端から1,850m上流の倉吉市八幡町及び生田地内の生田橋上流端までの区域</td><td>6月1日から 9月25日まで</td></tr> </table>	区域	期間	天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から1,500m上流倉吉市円谷地内の円谷大口頭首工までの区域	6月1日から 8月15日まで	天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から1,400m上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域	小鴨川のうち倉吉市福吉町及び鴨川町地内の出口橋下流端から1,850m上流の倉吉市八幡町及び生田地内の生田橋上流端までの区域	6月1日から 9月25日まで	(2) 令和6年1月1日以降 <table> <tr> <th>区域</th><th>期間</th></tr> <tr> <td>天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から上流倉吉市円谷地内の円谷大口頭首工までの区域</td><td rowspan="2">6月1日から 8月15日まで</td></tr> <tr> <td>天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域</td></tr> </table>	区域	期間	天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から上流倉吉市円谷地内の円谷大口頭首工までの区域	6月1日から 8月15日まで	天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域
区域	期間												
天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から1,500m上流倉吉市円谷地内の円谷大口頭首工までの区域	6月1日から 8月15日まで												
天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から1,400m上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域													
小鴨川のうち倉吉市福吉町及び鴨川町地内の出口橋下流端から1,850m上流の倉吉市八幡町及び生田地内の生田橋上流端までの区域	6月1日から 9月25日まで												
区域	期間												
天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から上流倉吉市円谷地内の円谷大口頭首工までの区域	6月1日から 8月15日まで												
天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域													

新（改正後）	旧（改正前）																																				
（遊漁料の額及び納付方法） 第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 （削除） （削除） 2 略	（遊漁料の額及び納付方法） 第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。 （1）令和5年9月1日から令和5年12月31日まで <table><tr><th>魚種</th><th>漁具・漁法</th><th>期間</th><th>遊漁料</th></tr><tr><td>あゆ・や まめ（さ くらます を含む。 ） いwana・ あまご （さつき ますを含 む。） にじます 及びこい</td><td>さお釣 り・手釣 及びたも 網</td><td>年間</td><td>8,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1日限り</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>やまめ （さくら ますを含 む。） いwana・ あまご （さつき ますを含 む。） 及び にじます</td><td>さお釣 り・手釣 及びたも 網</td><td>年間</td><td>5,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1日限り</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>あゆ及び こい</td><td>投網（さ お釣り・ 手釣及び たも網を 併用する 場合を含 む。）</td><td>年間</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>あゆ</td><td>川舟</td><td>年間</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>あゆ</td><td>鶴川</td><td>年間</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>あゆ</td><td>やす</td><td>年間</td><td>5,000円</td></tr></table> 2 略	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	あゆ・や まめ（さ くらます を含む。 ） いwana・ あまご （さつき ますを含 む。） にじます 及びこい	さお釣 り・手釣 及びたも 網	年間	8,000円			1日限り	3,000円	やまめ （さくら ますを含 む。） いwana・ あまご （さつき ますを含 む。） 及び にじます	さお釣 り・手釣 及びたも 網	年間	5,000円			1日限り	3,000円	あゆ及び こい	投網（さ お釣り・ 手釣及び たも網を 併用する 場合を含 む。）	年間	12,000円	あゆ	川舟	年間	30,000円	あゆ	鶴川	年間	50,000円	あゆ	やす	年間	5,000円
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料																																		
あゆ・や まめ（さ くらます を含む。 ） いwana・ あまご （さつき ますを含 む。） にじます 及びこい	さお釣 り・手釣 及びたも 網	年間	8,000円																																		
		1日限り	3,000円																																		
やまめ （さくら ますを含 む。） いwana・ あまご （さつき ますを含 む。） 及び にじます	さお釣 り・手釣 及びたも 網	年間	5,000円																																		
		1日限り	3,000円																																		
あゆ及び こい	投網（さ お釣り・ 手釣及び たも網を 併用する 場合を含 む。）	年間	12,000円																																		
あゆ	川舟	年間	30,000円																																		
あゆ	鶴川	年間	50,000円																																		
あゆ	やす	年間	5,000円																																		

新（改正後）

（削除）

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ・や まめ（さ くらま すを 含む。） いwana あま （さつ きま すを 含む。） にじま す 及びこい	さお釣 り・手釣 及びたも 網	年間	<u>10,000円</u>
		1日限り	3,000円
やまめ （さくら ますを 含む。） いwana あま （さつ きま すを 含む。） 及びに じま す	さお釣 り・手釣 及びたも 網	年間	<u>7,000円</u>
		1日限り	3,000円
あゆ及び こい	投網（さ お釣り・ 手釣及び たも網を 併用する 場合を含 む。）	年間	<u>16,000円</u>
あゆ	川舟	年間	30,000円
あゆ	鵜川	年間	50,000円
あゆ	やす	年間	5,000円

旧（改正前）

（2）令和6年1月1日以降

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ・や まめ（さ くらま すを 含む。） いwana あま （さつ きま すを 含む。） にじま す 及びこい	さお釣 り・手釣 及びたも 網	年間	<u>9,000円</u>
		1日限り	3,000円
やまめ （さくら ますを 含む。） いwana あま （さつ きま すを 含む。） 及びに じま す	さお釣 り・手釣 及びたも 網	年間	<u>6,000円</u>
		1日限り	3,000円
あゆ及び こい	投網（さ お釣り・ 手釣及び たも網を 併用する 場合を含 む。）	年間	<u>13,000円</u>
あゆ	川舟	年間	30,000円
あゆ	鵜川	年間	50,000円
あゆ	やす	年間	5,000円

新（改正後）	旧（改正前）												
3 略 (削除) (削除) (削除) <table> <tr> <th>区域</th><th>遊漁料</th></tr> <tr> <td>倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域</td><td>1日限り 5,000円</td></tr> </table>	区域	遊漁料	倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 5,000円	3 略 (1) 令和5年9月1日から令和5年12月31日まで <table> <tr> <th>区域</th><th>遊漁料</th></tr> <tr> <td>倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域</td><td>1日限り 4,000円</td></tr> </table> (2) 令和6年1月1日以降 <table> <tr> <th>区域</th><th>遊漁料</th></tr> <tr> <td>倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域</td><td>1日限り 4,500円</td></tr> </table>	区域	遊漁料	倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 4,000円	区域	遊漁料	倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 4,500円
区域	遊漁料												
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 5,000円												
区域	遊漁料												
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 4,000円												
区域	遊漁料												
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 4,500円												

附則 この改正は、令和9年1月1日からとする。

「附帯決議（案）」

遊漁規則の変更認可申請にあたり行政庁から字句修正の指示があった場合は本変更の趣旨に反しない範囲において、その権限を代表理事組合長に一任する。

